

医業のための マネジメント **通** **信**

第8号



医療法人の設立について

1. はじめに

個人事業で病院・診療所を運営している方々は、令和2年分の所得税確定申告が完了し、ご自身の病院・診療所の事業所得が把握できていると思われます。

事業所得が高額であれば超過累進課税である所得税は高税率となるため、税率が一定である法人税課税に切り替えることを目的として、医療法人の設立を検討される方もいらっしゃると思います。

ただし、法人設立により取り扱いが変わる事項は、税負担だけではありませんので、設立にあたってはそれらの事項も含めて十分に検討を行う必要があります。本稿では、医療法人の設立について解説します。

2. 医療法人の類型

(1) 医療法人とは

医療法第39条により、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設または介護医療院を開設しようとする社団または財団について、医療法人と称することとされています。

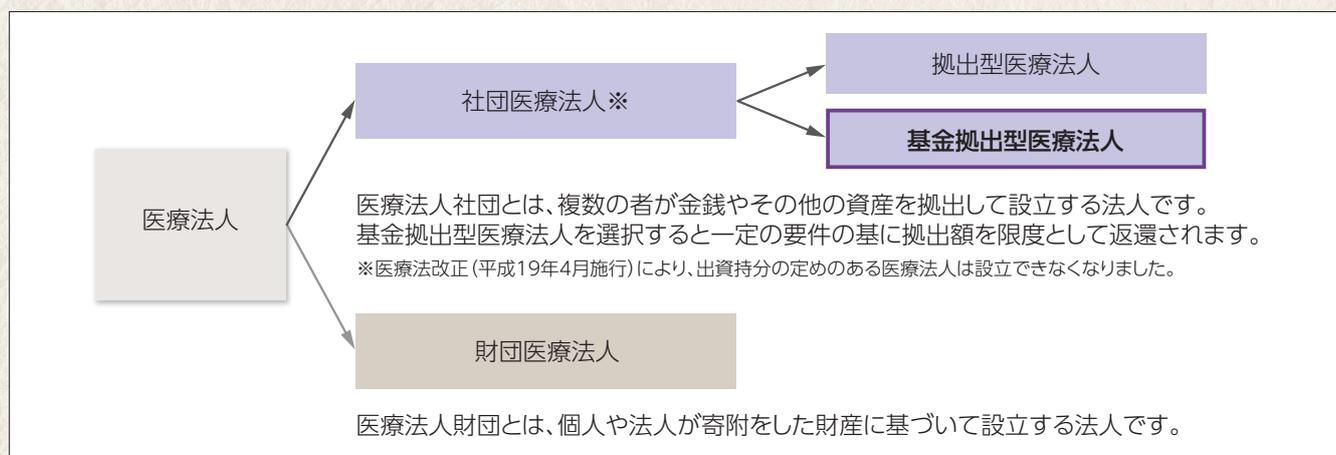
(2) 医療法人の類型

医療法人は、大きく医療法人社団と医療法人財団にわかれ、医療法人社団は拠出型医療法人と基金拠出型医療法人にわかれます。

前者は、医療法人の設立に際して金銭その他の資産を拠出することにより設立します。後者は、基金制度を採用した拠出型医療法人を指しますが、基金とは、拠出された金銭その他の財産で医療法人が返還義務を負うものをいいます。つまり、基金制度を採用することで、拠出財産の価額を金銭で受け取ることができます。(基金の返還には一定の要件があります。)

なお、令和3年3月末時点において、全医療法人56,303法人のうち、医療法人財団は372法人、医療法人社団は55,931法人となっており、医療法人のほとんどが医療法人社団です(以下では医療法人財団の内容は省略します)。

【現行制度における医療法人の体系図】



3. 医療法人の運営

医療法人は会社等と同様に法人形態であり、定款に従って事業を運営することになります。医療法では医療法人の最高意思決定機関は社員総会となっており、その社員総会で定款変更や、役員(理事・監事)の選解任、合併、解散等の重要事項を決定します。

また、医療法人の代表者である理事長は理事会の互選で決定するため、社員と理事は特に重要な役割といえます。

① 社員

社員(原則として3人以上)は、最高意思決定機関である社員総会に出席し重要事項を決定します。株式会社の株主総会と異なり、社員1名につき1票の議決権が付与され合議性で意思決定が行われます。

原則的には社員総会で承認された成人した個人(自然人)が社員に就任しますので、ご家族が就任することも可能です。

② 役員

医療法人は、役員として理事(原則として3人以上)と監事(1人以上)を置かなければなりません。平成19年の医療法改正により、内部管理体制の明確化が図られ、監事の職務や役員の任期が2年以下(再任可能)であることが、医療法に明記されました。

(ア)理事

理事は法人の常務を処理します。クリニックの院長等の管理者は原則として理事にならなければなりません。理事には社員の全部または一部の人が就任するケースが多いですが、社員以外の人があつても差し支えありません。

(イ)理事長

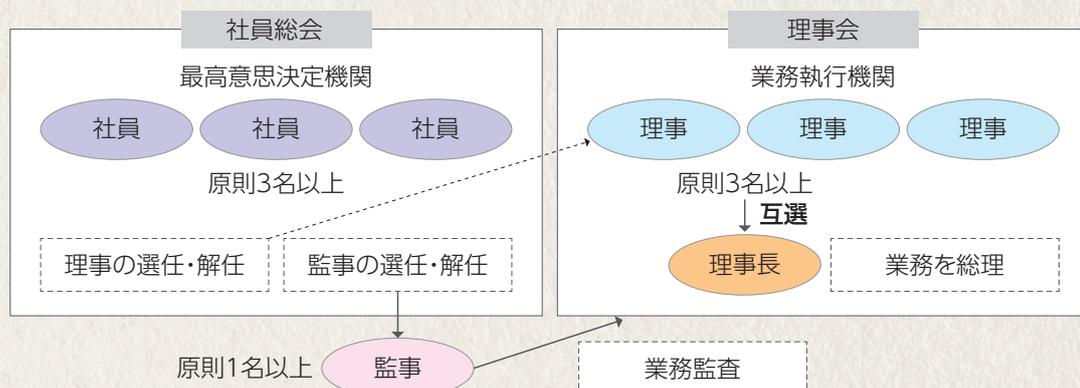
理事長は医療法人を代表し、その業務を総理します。理事長は、理事の中から選ばれ、原則、医師または歯科医師であることが必要です。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師または歯科医師でない者が、理事長となることができます(理事長特例)。

(ウ)監事

医療法人の業務や財務状況を監査し、これらの状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヵ月以内に社員総会および理事会に提出することが、監事の主な職務です。

医療法人の理事または職員は、監事に就任することは望ましくないとされています。また、医療法人と利害関係が深い者(医療法人の会計に直接関わっている公認会計士、税理士等や理事長および理事の配偶者、両親、子供等、親族関係にある者)も監事に就任することは原則できません。

【医療法人のガバナンスイメージ】



4. 医療法人設立のメリット・デメリット

(1) 概要

医療法人設立のメリット・デメリットは主に下記の通りです。

【医療法人設立の主なメリット・デメリット】

	メリット
税金面	① 所得税と法人税の税率差により、税負担を軽減できます。
	② 親族へ所得を分散することにより、税負担を軽減できます。
	③ 「みなし経費（給与所得控除）」の適用により、税負担を軽減できます。
	④ 社会保険診療報酬について源泉徴収がされないため、月々の資金繰りが改善されます。
	⑤ 医療法人契約の生命保険契約の活用が可能になります。
	⑥ 役員退職金制度の活用が可能になり、税負担を軽減できます。
事業面	⑦ 分院開設や、付帯業務の開始等の事業展開が可能となります。
医業承継面	⑧ 個人病医院に比べて、相続時の手続きが簡素化されます。
	⑨ 医療法人に帰属する病医院資産は遺産分割の対象とならないため、病医院資産が相続によって分散することを防止します。
	デメリット
税金面	① 交際費の一部が経費と認められないことがあります。
資金面	② 所得が個人と医療法人に分散するため、個人の可処分所得が減少します。
	③ 厚生年金など社会保険の負担が増加します。
医業承継面	④ 都道府県への決算報告や社員総会の開催などの手続きが増えます。
	⑤ 解散時の残余財産が国等に帰属することになります。

(2) メリット

① 所得税と法人税の税率差

下表の通り、所得税は超過累進課税となっており、一方で法人税は二段階比例税率になっています。

【税率差】

	個人病医院	医療法人
課税される税金(※1)	所得税・住民税	法人税・住民税
特徴	超過累進税率 最高税率55.945% (※2)	二段階比例税率 税率27.213% (※3)

※1 収入は社会保険診療収入のみで事業税は非課税と仮定

※2 所得税・復興特別所得税・住民税の合算税率

※3 法人税・住民税の実効税率

② 所得分散効果

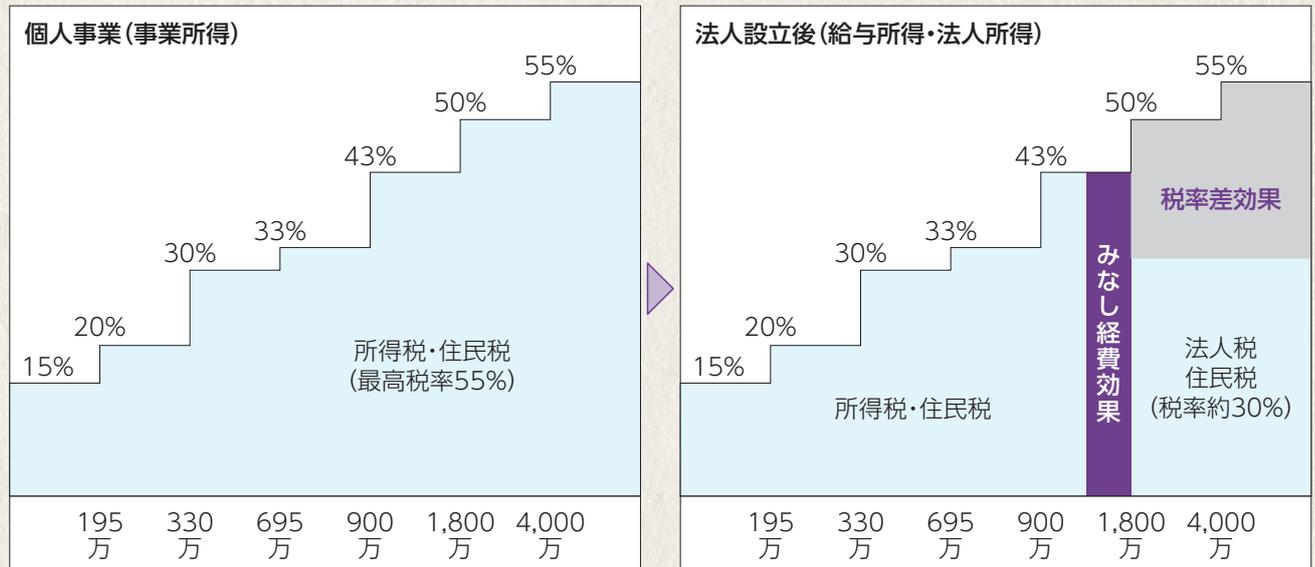
個人事業の病医院時代は院長先生に集約されていた経営責任が、医療法人では組織経営となり、役員が経営責任を負うこととなります。ご親族を医療法人の役員とした場合は、役員報酬を支給することができます。経営責任の分散に伴い、所得も分散することになれば、所得税の超過累進税率のうち、低い税率を適用することができます。

③ 給与所得のみなし経費効果

個人事業の病医院の場合、病医院から生じた所得は、全て院長個人に帰属し、事業所得として、所得税等が課されます。これに対して、医療法人化を行うと、病医院から生じた所得は、医療法人に帰属し、理事長は役員報酬を受け取るようになります。

役員報酬は給与所得ですので、みなし経費である給与所得控除の適用があり、その分課税所得が減少します。

【医療法人を設立した場合の節税効果】



前提条件に基づいて試算した場合、個人で病医院を運営する場合の所得税等と医療法人を設立し病院を運営した場合の法人税、所得税等は以下の通りになります。

【前提条件】

- ・個人事業病医院時の課税所得(所得控除後) 30,000千円
- ・医療法人化後の理事長役員報酬 15,000千円
- ・上記役員報酬に対する給与所得控除額(みなし経費) 1,950千円
- ・医療法人の所得金額 15,000千円
- ・法人税等の税率
 - 所得8,000千円以下の部分…17.595%
 - 所得8,000千円超の部分…27.213%
- ・上記法人税率は平成30年4月以降の法人税率を基に実行税率を試算
- ・社会保険診療収入等以外の収入はないため事業税は非課税

【税額試算】

◆ 事業所得(個人病医院)の所得税等

$$30,000千円 \times 50.84\% - 2,854千円 = 12,398千円$$

◆ 医療法人に対する法人税等および理事長役員報酬に対する所得税等

イ：医療法人に対する法人税等

$$8,000千円 \times 17.595\% + 7,000千円 \times 27.213\% = 3,311千円$$

ロ：役員報酬に係る所得税等

$$(15,000千円 - 1,950千円) \times 43.693\% - 1,568千円 = 4,133千円$$

$$ハ：イ + ロ = 7,444千円$$

④ 社会保険診療報酬について源泉徴収されない

個人事業の病医院の場合には、社会保険診療報酬について、所得税の前払いである源泉徴収が行われますが、医療法人の場合には、源泉徴収されません。その結果、月々の資金繰りの改善が見込めます。

⑤ 医療法人契約の生命保険の活用が可能になる

個人事業の病医院の場合、生命保険の保険料を払っても、事業所得の必要経費にならず、所得控除が受けられるだけです。これに対し医療法人の場合、法人を契約者とした生命保険を締結することで、保険契約の内容にもよりますが保険料の全部または一部を損金に算入することが可能となります。

⑥ 役員退職金制度の活用が可能になる

個人事業の病医院の場合、院長自身が経営主体であることから、院長への退職金という考え方はありません。これに対し、医療法人化することで、院長(理事長)は、適正額の役員退職慰労金を受け取ることが可能となります。その際、役員退職慰労金は支払った医療法人の損金に算入できます。また、支払いを受けた理事長側は税金計算上優遇されるようになっています。

⑦ 分院開設や付帯業務の開設が可能になる

医療機関の開設者と管理者は同一でないとならないため、個人事業の病医院の場合には分院展開ができず、また付帯業務も開設ができませんが、医療法人であれば法人名義で開設者となれるため分院展開等が可能になります。

⑧ 相続時の手続きの簡素化

個人事業の病医院の場合、もし院長先生にご相続が発生すると、その後継者の先生は新たに当該医療機関の開設手続きをしなければなりません。医療法人であれば役員や社員の変更を行うだけで済みます。

⑨ 帰属財産と遺産分割

現在設立できるのは持分なし医療法人であり、事業用資産は医療法人に帰属することから、事業用資産は遺産分割の対象とならずにそのまま後継者に引き継ぐことができます。一方で、個人事業の病医院の場合、事業用資産は院長先生の個人財産ですので、事業用資産も含めて遺産分割の対象となります。

(3) デメリット

① 交際費の損金不算入規定の適用

個人事業の場合、所得税の計算上、交際費の限度額は定められていませんので、事業遂行上必要な交際費は上限なく必要経費として計上できます。

しかし、法人の場合、各事業年度における期末の出資金額に応じて、下記のように交際費の損金不算入額が決まっています。つまり、一定額は損金の額に算入されません。

【交際費の損金算入限度額】

期末出資金額 (注)	損金算入限度額	持分なし医療法人の取り扱い
1億円以下	①と②のいずれかを選択適用 ① 定額控除限度額(年800万円) ② 接待飲食費の50%相当額	(注) 出資金の額に準ずる額 ・ 当期利益プラスの場合 (期末総資産の簿価 - 期末総負債の簿価 - 当期利益の額) × 60% ・ 当期利益マイナスの場合 (期末総資産の簿価 - 期末総負債の簿価 - 当期欠損金の額) × 60%
1億円超	接待飲食費の50%相当額	

② 個人の可処分所得の減少

医療法人を設立した場合には、医業経営から得られた所得は院長(理事長)個人と医療法人の2つに分かれる

ことになります。そのため、医療法人化する前より個人の可処分所得(自由に使えるお金)が減少する場合があります。
 また、個人事業の病医院時代の借入金のうち、運転資金名目の借入等、設備投資以外の名目の借入金は医療法人に引き継ぐことができませんので注意が必要です。

③ 社会保険料の負担増加

医療法人は社会保険への加入義務がありますので、社会保険に加入していなかった医療機関が医療法人を設立した場合、社会保険料の事業主負担分が増加します。

④ 都道府県知事等への事業報告書等の届出が必要

医療法人は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書および監事の監査報告書を都道府県知事等に提出しなければなりません。

また、医療法人の透明性を確保するために、都道府県へ提出された書類については、一般の者が閲覧することが可能となりました。

⑤ 解散時の残余財産の帰属制限(社団医療法人)

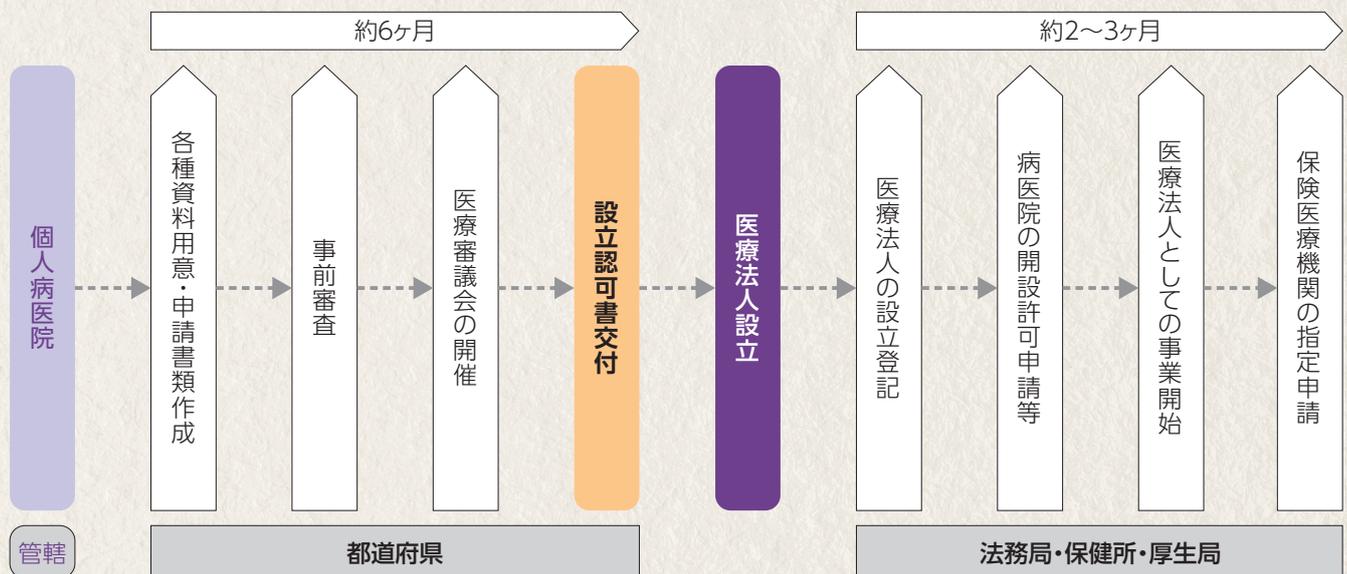
第5次医療法改正では、医療法人の非営利性の徹底を図るため、社団医療法人が解散した場合の残余財産の帰属先は、「国もしくは地方公共団体または医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない」と定められました。

5. 医療法人設立認可手続き

(1) 手続きの概要

医療法人の設立から、実際に医療法人で運営を開始するまでには、下記の図の流れで手続きを行います。

【医療法人設立スケジュール】



(2) 設立認可申請

医療法人の設立は、その運営する事業の高い公益性に鑑み、都道府県知事の許認可事項になっています。その設立認可にあたっては、医療審議会という都道府県知事の諮問機関の審査を受ける必要があります。

医療審議会の開催時期は都道府県によって異なるため、開催時期を確認し、通常は医療審議会の開催時期から逆算して計画し、諸手続きを進めて行きます。最終的に認可を受けるまでに約半年程度の期間を要します。

(3) 設立登記・開設許可申請・保険医療機関指定申請

医療法人の設立認可が下りたとしても、実際に医療法人で運営を開始するには下記の手続きが必要となります。

① 法務局への設立登記

医療法人格を法的に成立させるためには、設立認可後、法務局に対して設立登記を行います。設立登記を行うことで、法人名義の預金口座の開設や、法人への名義変更を行うことができます。

② 保健所への開設許可申請

医療機関の開設者は院長先生個人ですので、開設者を医療法人に切り替える必要があります。この際、新規開設と同じ取り扱いになるため、新たに開設許可申請書を作成し、保健所の実地検査を受ける必要があります。

そのほかにも、開設後10日以内に開設届、個人病医院の廃止届の提出や、病床がある場合は病床等の使用許可申請も同時に行います。

③ 厚生局への保険医療機関指定申請

保健所に開設届を提出した後に、管轄の厚生局に保険医療機関の指定申請を行うことができます。

原則、指定申請をした翌月1日に指定を受けることができますが、医療法人の場合、開設後に指定申請を行う関係で、翌月指定だと空白期間が生じてしまいますので、医療法人を設立した場合は特例として、開設日に遡って指定を受けることができます。

ただし、厚生局への申請は10日ごろまでに行わないといけないうケースが多いので、申請期限を予め確認しておく必要があります。

(2021年7月30日作成)

(ご留意事項)

- 本資料は、医業経営、医療制度、医業承継およびその他医療関連のトピックス等について十分な知見を持っているとみずほ証券(以下当社)が判断した第三者／機関に執筆依頼のうえ、当該トピックス等の紹介や解説およびその効果等に関する説明等を目的に作成されたものです。したがって、当社は明示、黙示を問わず内容の正確性・完全性およびお客さまへの適合性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、作成時点の法令に基づくものであり、将来、法令・制度の改正および解釈の変更がなされる可能性もあることにご留意ください。なお、執筆者／執筆元はみずほ証券の関連会社ではありません。
- 本資料は、お客さまへの情報提供を目的としたものであり、金融商品の取引を勧誘・推奨するものではありません。また、執筆者／執筆元のサービス等の広告・宣伝および勧誘・推奨を当社が行うものではありません。
- 当社は、本資料の具体的な内容についてのご質問等にお答えすることはできません。また、当社からの執筆者／執筆元に対するお取り次ぎ等もできません。
- 本資料に記載されるサービス等を実際にご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務や法解釈の動向およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、必要に応じて、所轄の税務署や弁護士・公認会計士等の専門家などにご相談のうえ、お客さまご自身の責任・判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 本資料に記載される内容の複製ならびに第三者への提供は、ご遠慮ください。